

厚生労働省令第百三十一号

国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）の一部の施行に伴い、並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第八十一条及び附則第三十四条第四項並びに厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第一条第二項、第五十四条において準用する第十四条及び第六十四条第一号の規定に基づき、厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年九月十七日

厚生労働大臣 坂口 力

厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令

（厚生年金基金規則の一部改正）

第一条 厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十条」を「第八十八条」に改める。

第三条を削り、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(業務、資本その他について密接な関係を有する適用事業所)

第二条 厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第一条第二項の厚生労働省令で定める要件は、一の適用事業所の事業主が他の適用事業所の事業主の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)のおおむね二割を直接又は間接に保有する関係にあること又は一の適用事業所の事業主が行う事業と他の適用事業所の事業主が行う事業との人的関係が緊密であることとする。

第四条第二項第一号中「厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

第十九条の二の見出し中「育児休業期間中」を「育児休業等期間中」に改め、同条第一項第四号中「規定する育児休業」の下に「又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業」を加え、「育児休業」を「育児休業等」に改め、同項第五号及び第六号並びに同条第二項中「育児休業」を「育児休業等」に改める。

第三十一条第三項中「附則第三十条第一項」を「附則第三十二条第一項」に改める。

第三十二条の十二各号列記以外の部分中「代行保険料率は」を「代行保険料率（以下「代行保険料率」という。）は」に改める。

第四十七条の三第二号ただし書中「第八十一条の三第二項」を「第八十一条の三第一項」に改め、「免除保険料率」の下に「（以下「免除保険料率」という。）」を加える。

第五十条第八号中「標準報酬月額」の下に「（法第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額を含む。第六十六条第四号、第七十条第一項第四号及び第七十三条第六号において同じ。）」を加える。

第五十六条の二第三項を削り、同条第四項中「第二項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十五条第一項中「責任準備金に相当する額」の下に「（以下「責任準備金相当額」という。）」を加える。

第六十六条第三号中「平均標準報酬月額」を「標準報酬月額」に改め、同条第四号中「及び」を「並びに」に、「平均標準報酬額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に改める。

第七十条第一項第三号中「平均標準報酬月額」を「標準報酬月額」に改め、同項第四号中「及び」を「並びに」に、「平均標準報酬額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に改める。

第七十二条第五号中「平均標準報酬月額」を「標準報酬月額」に改め、同条第六号中「及び」を「並びに」に、「平均標準報酬額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に改める。

第七十五条第一項第二号中「第二条第三号」を「第三条第三号」に改め、同項に次の二号を加える。

十八 第八十一条第二号、第三号ロ及び第五号イに掲げる書類

十九 第八十四条第一項第二号に掲げる書類

第八十条第一項中「附則第三十条第一項」を「附則第三十二条第一項」に改め、同条の次に次の八条を加える。

(責任準備金相当額の減額の申出)

第八十一条 法附則第三十三条第一項の規定による責任準備金相当額の減額の申出は、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、申出書に、次の各号に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 法附則第三十三條第一項の規定による申出をした日（以下この条及び次条において「申出日」という。）（前一月以内現在における財産目録及び貸借対照表

二 前号の財産目録及び貸借対照表を作成する日を解散する日とみなして、法附則第三十三條第三項の規定の適用がないものとして計算した責任準備金相当額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

三 次のイ又は口のいずれかに掲げる書類

イ 申出日の属する月前二年間において令第三十三條の規定により算定された額の掛金を徴収していたことを証する書類

ロ 次条の規定に基づき計算した率及びその算出の基礎となる事項を示した書類

四 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていることを証する書類

五 次のイ又は口のいずれかに掲げる書類

イ 申出日の属する事業年度の前事業年度（当該申出日がその日の属する事業年度の四月一日から九月三十日までの間にあるときは、前々事業年度。以下この号において同じ。）の末日における法附

則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額（以下「過去期間代行給付現価の額」という。）及びその算出の基礎となる事項を示した書類並びに加入員又は加入員であつた者に係る当該申出日の属する事業年度の前事業年度の各月の標準報酬月額額の総額の合計額及びその明細を示した書類

ロ 平成八年四月一日から当該申出日までの間に代行保険料率（当該代行保険料率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。）が免除保険料率を上回つたことがあることを証する書類又は当該基金が設立された日から平成八年三月三十一日までの間に法第八十一条の三第二項の規定の例により計算した代行保険料率に相当する率（当該率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。）が同条第一項の規定の例により計算した免除保険料率に相当する率を上回つたことがあると認められることを証する書類

六 設立事業所の事業主の経営の状況が悪化していることを証する書類

七 第一号において財産目録及び貸借対照表を作成する日を令第六十五条第一項第一号の解散した日と

みなして同条の規定に基づき計算した額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

(特定基金の加入員の標準報酬月額額の総額に対する掛金の総額の比率の計算方法)

第八十二条 令第六十四条第一号の当該基金の加入員の標準報酬月額額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率から第三号に掲げる率を控除して得た率とする。

一 申出日の属する月前二年間に当該基金が当該基金の規約で定めるところにより徴収すべきであった掛金の総額(法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金にあつては、掛金の額と当該認可を受けなかつたとした場合に得られていたと見込まれる免除保険料額を合計した額の総額)を、当該基金の加入員又は加入員であつた者に係る申出日の属する月前二年間の標準報酬月額額の総額で除して得た率

二 二を、当該基金における平均的な老齢年金給付の額(法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金にあつては、当該認可を受けなかつたとした場合に支給していたと見込まれる老齢年金給付の額)の当該基金における平均的な代行給付(法第百三十二条第二項に規定する額に相当する部分の老齢年金

給付をいう。)の額に対する比率で除して得た率

三 第一号の期間における当該基金の免除保険料額の総額を、同号の標準報酬月額総額で除して得た率

(平成十四年度におけるすべての基金の加入員の標準報酬月額総額に対する掛金の総額の比率)

第八十三条 令第六十四条第一号の平成十四年度におけるすべての基金の加入員の標準報酬月額総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定める率は、千分の六十四とする。

(納付計画の承認の申請)

第八十四条 法附則第三十四条第一項の規定による責任準備金相当額の納付に関する計画(以下「納付計画」という。)の承認の申請は、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、申請書に、納付計画及び次の各号に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 法附則第三十四条第一項の規定による申請をした日前一月以内現在における財産目録及び貸借対照



表

二 前号において財産目録及び貸借対照表を作成する日を解散する日とみなして計算した責任準備金相当額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

2 法附則第三十四条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項（設立事業所の事業主が単独の基金にあつては、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一 納付の猶予を受けようとする期間が五年を超える場合は、その理由

二 清算が終了するまでの間における納付計画に基づく事務その他の清算に係る事務の執行に関する事項

三 納付の猶予を受けようとする金額に係る設立事業所の事業主ごとの負担方法

四 設立事業所の事業主が事業を廃止した場合において、当該事業主が負担する必要があると認められる金額に係る当該事業主以外の設立事業所の事業主ごとの負担方法

3 納付計画の承認の申請を行う基金は、当該納付計画の承認の申請に伴う法第一百五十二条第二項の規定による規約の変更の認可の申請を、当該納付計画の承認の申請と同時にに行わなければならない。

(納付計画の承認の要件)

第八十五条 法附則第三十四条第四項の厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 解散の認可を受けた時点において基金が保有する年金給付等積立金の総額を解散したときに納付するものであること。
- 二 原則として納付の猶予を受けようとする期間において納付する金額が期間を経過することに増加しないことその他納付計画に基づき納付することが可能であると見込まれること。
- 三 原則として年四回以上、定期的に納付するものであること。
- 四 清算が結了するまでの間に、前条第二項第二号の清算に係る事務を確実に執行できると見込まれること。
- 五 設立事業所の事業主が単独の基金以外の基金にあつては、前条第二項第三号及び第四号に規定する事業主ごとの負担方法が明確であること。

(納付計画の変更の承認の申請)

第八十六条 法附則第三十五条第一項の規定による納付計画の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、変更後の納付計画を添付して、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

2 第八十四条第三項の規定は、前項の納付計画の変更の承認の申請に準用する。この場合において、第八十四条第三項中「承認の申請」とあるのは「変更の承認の申請」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十七条 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第三百三十一条から第三百三十四条までの規定は、法附則第三十八条第一項において確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第三百三十一条 第一項各号列</p>	<p>令第八十二条</p>	<p>厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する 令第八十二条</p>
<p>記以外の部分</p>		

第三百三十一条 第一項第一号	法第百十四条第一項	厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する法第百十四条第一項
第三百三十一条 第一項第二号	令第八十二条第三号	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する令第八十二条第三号
第三百三十一条 第二項各号列 記以外の部分	令第八十二条第四号	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する令第八十二条第四号
第三百三十一条 第二項第一号	解散厚生年金基金等（法第百十条第三号第一項に規定する解散厚生年金基金等をいう。） 令第八十六条	特定基金（厚生年金保険法附則第三十三条第一項に規定する特定基金をいう。） 令第八十六条 厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する令第八十六条
第三百三十二条	令第八十四条	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する

		令第八十四条
第三百三十二条 第一項各号列	令第八十五条第一号	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する 令第八十五条第一号
記以外の部分	法第百十四条第三項	厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する 法第百十四条第三項
	令第八十七条第一項	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する 令第八十七条第一項
第三百三十二条 第一項第一号	令第八十五条第一号	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する 令第八十五条第一号
第三百三十二条 第一項第四号	令第八十七条	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する 令第八十七条
第三百三十二条 第一項第七号	令第八十六条	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する 令第八十六条

第百三十二条	令第八十五条第二号	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する
第二項各号列		令第八十五条第二号
記以外の部分	法第百十四条第三項	厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する法第百十四条第三項
第百三十二条	令第八十六条	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する 令第八十六条
第二項第二号		令第八十六条
第百三十四条	令第八十五条第一号	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する 令第八十五条第一号
第一項		令第八十五条第一号
第百三十四条	令第八十五条第二号	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する 令第八十五条第二号
第二項	令第八十七条第一項第一号	厚生年金基金令第六十六条第二項において準用する 令第八十七条第一項第一号

(納付特例基金の解散に伴う事務の引継ぎ)

第八十八条 法附則第三十三条第三項の要件に適合すると厚生労働大臣が認めた同条第一項の申出を行った基金又は法附則第三十四条第一項の承認を受けた基金が解散したときは、第六十六条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）を連合会」とあるのは「を社会保険庁長官」と、同条第一号中「、住所及び基礎年金番号」とあるのは「及び基礎年金番号」と、同条第三号中「平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間（法附則第三十二条の認可を受けた日以降の当該基金の加入員であつた期間（以下「法附則第三十二条加入員期間」という。）を除く。）」と、「当該加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「当該加入員たる被保険者であつた期間（法附則第三十二条加入員期間を除く。）」と、同条第四号中「平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間（法附則第三十二条加入員期間を除く。）」と、「当該加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「当該加入員たる被保険者であつた期間（法附則第三十二条加入員期間を除く。）」と、同条第五号中「法第六十二条の三第一項」

とあるのは「法附則第三十三条第三項又は法附則第三十四条第五項」と、「連合会」とあるのは「政府」とする。

附則第二項中「並びに」を「及び」に改め、「及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第七条第三項」を削る。

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第二条 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。  
第二百二十九条第一項第三号中「附則第三十条の」を「附則第三十二条の」に、「附則第三十条加入員期間」を「附則第三十二条加入員期間」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、国民年金法等の一部を改正する法律第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

（代行保険料率の算定等に関する特例）



第二条 当分の間、厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十一号。以下この条において「平成十六年改正政令」という。）附則第三条の規定により厚生年金保険法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率（以下「免除保険料率」という。）が決定される場合の同法第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率（以下「代行保険料率」という。）の算定基準日（以下「特例算定基準日」という。）は、平成十六年改正政令附則第三条の厚生年金基金の事業年度の末日とする。

2 前項の場合において、厚生年金保険法第八十一条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、厚生年金基金規則第三十二条の十三第二号に掲げる事項、特例算定基準日における最低責任準備金額（特例算定基準日を解散する日とみなして、厚生年金保険法第六十二条の三第一項の規定により連合会が徴収することとなる額をいう。以下同じ。）及び特例算定基準日における同法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額（以下「過去期間代行給付現価の額」という。）とする。

3 厚生年金基金は、代行保険料率及び前項に掲げる事項を記載した書類を、平成十六年改正政令附則第三条の規定により免除保険料率が決定される月の四月前の月の末日までに厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

4 厚生年金基金規則第三十二条の十二各号に定める代行保険料率の算定基準日が特例算定基準日であるときは、前項の規定にかかわらず、代行保険料率、同令第三十二条の十二各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項、特例算定基準日における最低責任準備金額及び過去期間代行給付現価の額を記載した書類を、同令第三十二条の十四各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるときに厚生労働大臣に届け出なければならぬ。この場合において、当該代行保険料率を基準として決定される免除保険料率は、厚生年金基金令第三十六条の二各号に掲げる場合にそれぞれ当該各号に定める月以降の月分の率として決定するものとする。